久山町中学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する指針

令和６年９月１１日現在

１　はじめに

○　学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。

○　また、体力や技能の向上を図る目的外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

○　しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなってきており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。

○　生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

○　平成３０年にスポーツ庁及び文化庁が部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定して以降、平成３１年・令和元年に、中央教育審議会や国会から、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘された。令和２年に、スポーツ庁及び文化庁としても、令和５年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとした。

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」より引用

２　久山町の地域部活動に対する基本的な考え方

○　久山方式の構築（一町一中の利点をいかした久山町独自の方式を構築）
○　生徒、保護者の思いに沿った地域移行
○　中学校の先生方の思いに沿った地域移行

久山方式とは、学校部活動をベースに地域クラブを運営することである（図１）。

学校部活動と地域クラブは同じメンバー（生徒）で構成する。平日（月～金）は中学校職員が主（部活動顧問）となり指導する。地域クラブ指導者も可能であれば指導にあたる。土日の地域クラブは地域クラブ指導者が指導し、希望があれば部活動顧問も指導することができる（兼職兼業）。部活動の指導に熱い思いをもって現在指導にあたられている先生方のモチベーションを下げるような形にしないことも重要である。

図１　久山方式による部活動地域移行（１週間の活動イメージ）

3　久山方式による中学校部活動の地域移行

久山町部活動地域移行協議会の設置

○　教育委員会に、久山町部活動地域移行協議会（以下「協議会」という。）を設置し、「久山町部活動地域移行協議会設置要綱」（以下「要綱」という。）に則って運営する。

○　協議会は、部活動の地域移行に関する事項（要綱第２条）について検討する。

4　久山中学校部活動と地域クラブの運営

（1）統括コーディネータの配置

○　部活動地域移行に係る統括コーディネータを配置する。

○　統括コーディネータは以下の業務を行う。

・地域クラブ指導者と学校及び部活動（地域クラブ）との連絡調整
・地域クラブ指導者の勤務管理
・中体連への参加手続き
・地域クラブ指導者の管理及び配置
・保護者対応
・その他必要な業務

（2）教育委員会による地域指導者の任用

○　教育委員会は、統括コーディネータが各クラブに配置した地域クラブ指導者との任用手続きを行う。

（3）地域コミュニティを活用した地域指導者の確保

○　久山スポーツクラブ、久山町スポーツ推進委員会及び久山町文化協会等（以下「地域団体」といいう。）に地域指導員を確保するための協力を得る等、地域団体のコミュニティを積極的に活用し人材を確保する。

○　地域指導者の候補は、統括コーディネータが開設する「人材バンク」へ登録する。

（4）地域指導者による指導

○　地域指導者は、土日の指導にあたる。（平日の指導も可能だが、報酬は生じない。）

○　地域指導者は、生徒への指導の充実のため、日本スポーツ協会公認資格の取得に努める。

○　地域指導者は、指導方針について学校と十分に共有した上で、指導にあたる。

（5）学校の職員（部活動顧問）による指導

○　学校の職員（部活動顧問）は、平日の指導にあたる。

○　休日の指導にあたる場合は、兼職兼業届を校長を通じて教育委員会に提出し承認を受ける。

○　休日の指導にあたった場合、従事報告書を教頭に提出する。

（6）活動場所

○　現在の部活動の活動場所を基本とする。

（7）活動時間及び適切な休養

○　福岡県教育委員会が令和５年３月に示した「福岡県学校部活動の在り方に関する指針（改訂第２版）」の以下の内容に準じる。

○　学期中は、週当たり２日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも１日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。） ○　長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。 ○　１日の活動時間は、長くとも平日では２時間程度、学校の休養日（学期中の週末を含む）は３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

5　費用

○　各費用の詳細（負担額や補助等）については、協議会で検討の上、教育委員会が決定する。

6　安全対策

○　生徒及び指導者に対し、スポーツ安全保険への加入を義務付ける。

○　教育委員会は、指導者に対し、日本スポーツ協会公認資格の取得を推奨する。

○　教育委員会は、生徒にとって安心安全で効果的な指導が保障されるように、指導者に対して、対象の研修の受講を推奨する。

7　大会・コンクールの参加の在り方について

（1）参加大会・コンクールについて

○　校長及び統括コーディネータは、部活動の教育的意義や、生徒、部活動顧問や地域指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクールを精査すること。

（2）大会・コンクールの引率について

○　校長及び統括コーディネータは、大会・コンクールへの引率について、地域指導者の協力を得るなどして、生徒の安全確保等に留意しつつ、できるだけ教職員の負担とならない体制を整えること。

（3）大会運営への従事について

○　校長は、大会運営に従事する教職員について、学校教育活動に当たるか等に留意し、適切な服務監督を行うこと。